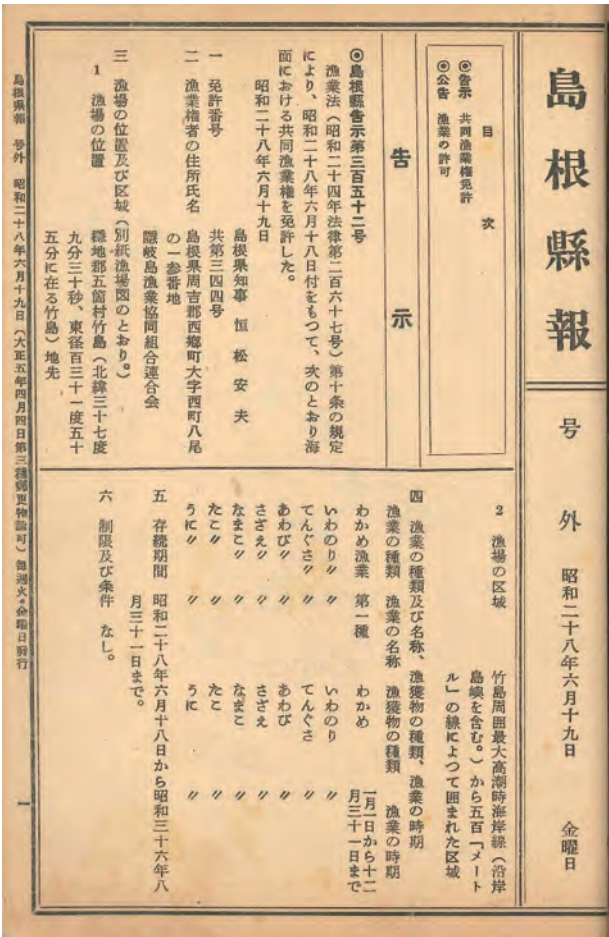


時代区分Ⅲ (3)-①竹島における漁業再開に向けた動き

竹島における共同業業権許可の公示

No.46 島根県告示第三百五十二号 共同漁業権免許

報H28/P22 1953年(昭和28年)6月19日



資料概要

日米合同委員会によって竹島が米軍爆撃演習地域から解除されたことを受け、島根県は1953年(昭和28年)6月18日付で、竹島のわかめ、あわび、さざえ等の海面における共同漁業権を隠岐島漁業協同組合連合会に対して免許した。

内容見本

告示

島根県告示第三百五十二号

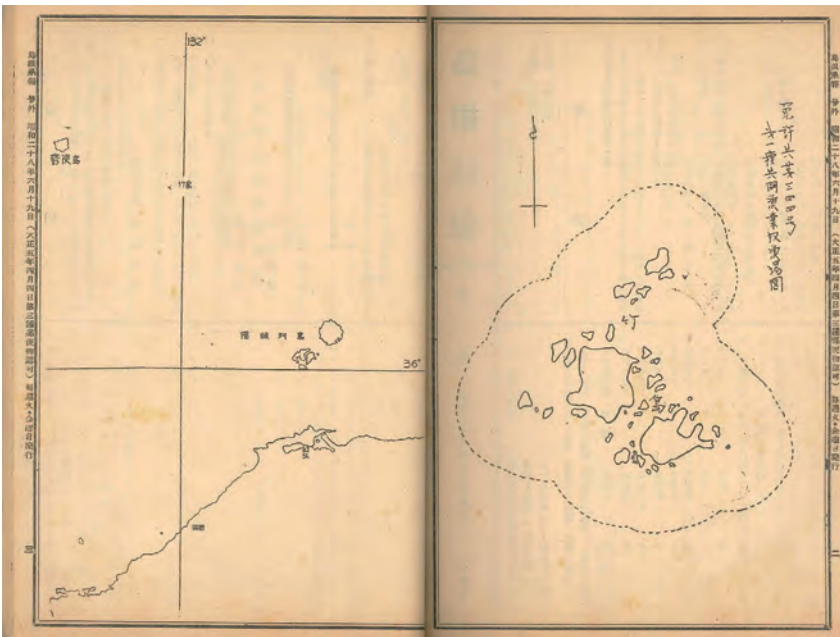
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により昭和二十八年六月十八日付をもって、次のとおり海面における共同漁業権を免許した。

昭和二十八年六月十九日

島根県知事 恒松安夫

- 免許番号 共第三四四号
- 漁業権者の住所氏名 島根県周吉郡西郷町大字八尾の一参番地
隠岐島漁業協同組合連合会
(略)

所蔵:島根県総務部総務課



作成年月日	1953年(昭和28年)6月19日
編著者	島根県知事 恒松安夫
発行者	島根県
収録誌	島根県報 昭和二十八年 自一月至六月
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県総務部総務課
利用方法	島根県竹島資料室に 問い合わせを行う